

上越市選挙管理委員会告示 第 35 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の第 27 回参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和 7 年 7 月 3 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 新潟県選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時 30 分
- 2 比例代表選出議員選挙の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
日 時 令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時 30 分